

高山市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ高山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

（高山市環境審議会）

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、高山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第7条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第18条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

○高山市環境基本条例

平成7年3月20日
条例第32号

改正 平成11年12月7日条例第16号
高山市環境保全基本条例（昭和47年高山市条例第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然と共生しながら世界に誇る文化を形成した先人の知恵を活かしつつ、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進しなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進しなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的

に推進する責務を有する。

(1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関すること。

(3) 地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。

(4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ高山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、豊かで快適な環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が、豊かで快適な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の推進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者が構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全及び創造のための自主的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(環境情報の提供)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市の指導等)

第13条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し、支援、指導、勧告、助言等を行うことができる。

(国、県、他の市町村、国際機関等との協力)

第14条 市は、必要があると認められるときは、国、県、他の市町村、国際機関等（以下「国等」という。）と協力して施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(環境影響評価)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(高山市環境審議会)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第7条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(高山市の緑を守り育てる条例の一部改正)

第2条 高山市の緑を守り育てる条例(昭和52年高山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第7条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

(高山市市街地景観保存条例の一部改正)

第3条 高山市市街地景観保存条例(昭和47年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第12条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

附 則 (平成11年12月7日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○高山市環境審議会規則

平成8年2月16日
市規則第26号

改正 平成8年3月29日市規則第30号
平成12年3月31日市規則第49号
平成19年3月30日市規則第86号
平成22年3月31日市規則第49号
平成24年3月22日市規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、高山市環境基本条例（平成6年高山市条例第32号）第19条の規定に基づき、高山市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第3条 審議会は、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第4条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境政策部環境政策推進課において処理する。

(平18規則86・平21規則49・平23規則39・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日市規則第30号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日市規則第49号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日市規則第86号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日市規則第49号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日市規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。